

## 弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン

弘前学院大学は、本学の建学の精神（畏神愛人）、および個人の尊厳、法の下での平等、学習・教育の権利、研究の自由、勤労の権利を定めた日本国憲法や教育基本法、労働基準法、男女雇用機会均等法や国際人権規約に代表される人権保護に関する諸条約等の精神にのっとり、キャンパス・ハラスメント等の人権侵害的行為の防止に努めます。

また、キャンパス・ハラスメント等発生時には公正・適正な対応を行います。そして、すべての学生・教職員等が対等な個人として尊重され、公正で安全な環境の中で、学習、教育、研究、就労の機会と権利を保障されるように努めます。

キャンパス・ハラスメント等の人権侵害の防止と発生時の公正・適正な対応を行うために、本学は「弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」を定めており、このガイドラインはその規程を補い、有効に機能させることを目指します。

ここでいう「学生・教職員等」とは、上記規程第3条に定める対象を指します。

### I キャンパス・ハラスメントの定義

キャンパス・ハラスメントとは、本学の教育・研究・業務などの場面において、就労上の優越的な地位や権限を利用して、それに逆らえない立場の者に対して行われる人権侵害的行為であって、以下のものを指します。

- 1) 就学上、就労上の利益または不利益を条件として、性的な服従を迫ること、性的な誘いかけを行うこと
- 2) 性的に好意的な態度をとること、もしくは、性的な関係に入ることを要求すること性的な誘いかけもしくは性的な要求に対する服従または拒否を理由として、就学上、就労上の利益または不利益を与えること
- 3) 相手方の望まない性的な性質の言動を行うことによって、相手方に屈辱感、不快感もしくは不安感を感じさせ、相手方の人格または個人としての尊厳を傷つけること
- 4) 性的な言動または性的な図画もしくは文書等の掲示もしくは提示により、就学上、就労上の環境を著しく損なうこと
- 5) 人種・信条・性別に関する固定観念を根拠として、個人の人格や能力を不当に評価するような言動を行うこと
- 6) その他、地位や権力関係を利用して、機会・条件・評価等において、不当な扱いをすること

### II キャンパス・ハラスメントの予防

キャンパス・ハラスメントは予防が最優先されなければなりません。予防のためには日頃からすべての学生・教職員等が対等な個人として尊重され、公正で安全な環境の中で、学習、教育、研究、就労の機会と権利を保障されるように教職員だけでなく学生も努力する必要があります。

キャンパス・ハラスメントだと感じたら、見過ごしたり冗談でごまかそうとしたりせずに勇気をもって嫌だという気持ちを相手に伝える努力をしましょう。自分に落ち度があったのかもしれないと自分を責めたりせずに信頼できる人、あるいは相談員に相談しましょう。

また、自分の周りでハラスメントを受けている人がいたら、親身に相談にのってあげましょう。加害者への注意や相談室への同行など、積極的に協力してあげることも大切です。誰にも言えず一人で悩んでいる被害者がいるかもしれません。同じキャンパスで学んだり、働いたりする人々をお互いに守りあうことがよい教育環境を作るのです。

### Ⅲ 相談のための組織

本学は、I項で述べた定義によるキャンパス・ハラスメントを受けた学生・教職員等が安心して被害を訴えたり、相談することができるよう、キャンパス・ハラスメント相談室（以下、相談室という）とキャンパス・ハラスメント対策委員会（以下、対策委員会という）、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下、調査委員会という）を設置します。また、相談室の担当者以外の本学の教職員も初期の相談に応じます。

#### <相談室の役割>

相談室の担当者（以下「相談員」という）は、被害を訴えた者の立場に立って悩みを聞き、被害を訴えた者が問題を整理することを助けると共に、被害を訴えた者が救済を求める際に意思決定すべき事項（調査・調停の希望等）について必要な助言をします。従って、相談員は、問題の処理を行う部署につなげる支援はしますが、ハラスメントの相手方との接触や話し合いの仲介は致しません。あくまでも被害を訴えた者を支え、擁護する役割を貫きます。

#### <対策委員会および調査委員会の役割>

対策委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止のために必要な活動を行います。また、キャンパス・ハラスメントの被害が申し立てられた場合には、直ちに委員会を開催し、調停を行うなど事案の公正・公平な問題解決を図ります。そして、被害を訴えた者及び加害行為を訴えられた者双方の人権を守り、被害が拡大しないよう最大限の配慮をします。また、対策委員会は、被害を訴えた者（以下「申立人」という）および加害行為を訴えられた者（以下「被申立人」という）から求められたり、あるいは対策委員会自体が必要と認めた場合、学長に調査委員会の開設を要請します。調査委員会は関係する諸個人の人権保護に最大限留意して事実関係を調査します。

### Ⅳ 相談経路と最終処理について（概略図参照）

#### <キャンパス・ハラスメントの相談申し込み>

- 1) キャンパス・ハラスメントを受けたと思う学生・教職員等は、相談員、またはそれ以外の教職員にいつでも被害の訴え、相談をすることができます。
- 2) 相談を希望する学生・教職員等は、相談しやすい相談員または教職員に直接連絡をとります。
- 3) 相談員およびそれ以外の教職員がキャンパス・ハラスメントの相談を受けた時は、来談者の意向を十分に聴き一緒に考えます。また、来談者の置かれた権力関係、即ち、加害行為を訴えられた者との関係性を十分に理解し、来談者が自己の要求を明確にできるように支援します。その際に、被害を訴えた者および加害行為を訴えられた者や関係者全ての人々のプライバシーを十分護り、被害を拡大しないように配慮をしながら相談に応じます。
- 4) 相談員以外の教職員が被害の訴えや相談を受けた場合は、前項のように来談者の意向を十分に聴き、速やかに相談室を紹介します。

### <キャンパス・ハラスメントの相談とその後の対応について>

- 5) 被害を訴えた者は対策委員会に問題解決の調停を求めることができます(以下、被害を申し立てた者を「申立人」、申し立てられた者を「被申立人」という)。この求めに応じて、対策委員会は調停を行い、必要な場合には学長に調査委員会の開設を求めます。
- 6) 調査委員会は、委員会設置の日から2カ月以内に調査を終了します。調査結果を直ちに文書で対策委員会に報告します。
- 7) 対策委員会は、調査委員会による調査結果を申立人、被申立人に報告し、申立人または被申立人から申し出があった場合には、新事実に基づいて再度問題解決を図り、大学として必要な措置に関する見解を学長に報告します。問題解決の最終目標は、申立人、被申立人、または第三者のいずれもが納得できる被害者の精神的・身体的・環境的な現状回復とします。
- 8) 学長は対策委員会の報告を受け、申立人、被申立人のそれぞれに必要な対応及び措置を決定し、大学の諸規程に従って執行します。
- 9) 卒業生および退職した教職員等も、相談室に相談することができます。
- 10) 学長は一連の措置を講じたのち、当該内容が今後のキャンパス・ハラスメントの防止等に重大かつ必要であると判断した場合には、関係者のプライバシーを尊重し被害者の同意を得た上で、事実の経過および措置について学内に公表することがあります。
- 11) 学長がとった措置の内容に対して、申立人、被申立人は学長に不服申し立てを行なうことができます。但し、不服の申し立ては、同一事案について一回とします。

### V 相談や対処に関わる者の義務と来談者及び証言者の権利

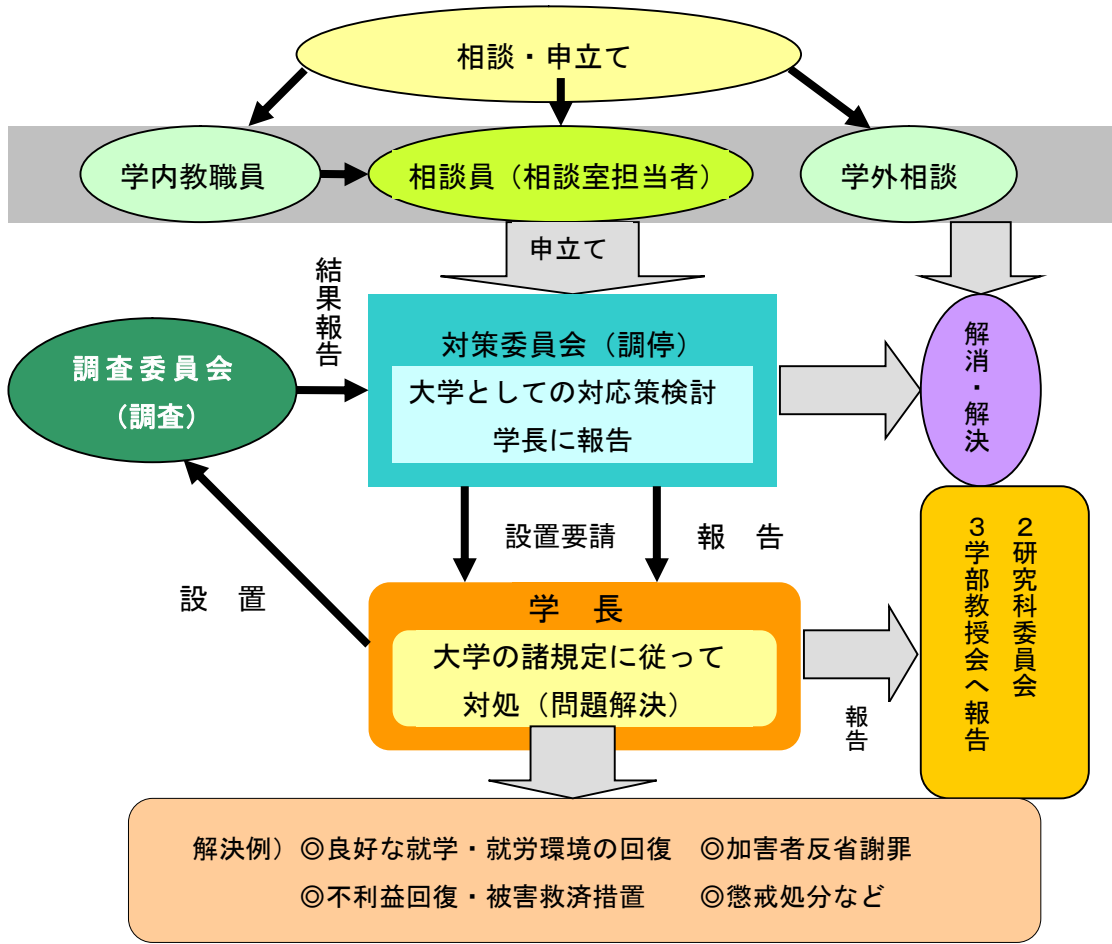
- 1) 相談員、相談員以外の教職員、対策委員会委員、調査委員会委員、その他の職務上情報を知り得た者は当該事項について秘密を厳守することが義務付けられます。
- 2) 手続きに関わる全ての学内機関および委員は、申立人、被申立人、その関係者等のプライバシーを最大限尊重する義務を負うとともに、申立人、被申立人、証言者等に対する二次被害を防止する義務を負います。
- 3) また、手続きに関わる全ての機関および委員は、相談や訴え出たこと、あるいは証言したことで不利益が生じないように対応しなければなりません。万が一、手続きに関わって不利益を受けた場合は、キャンパス・ハラスメントと同様の手続きで相談や対応を受けることができます。
- 4) 相談・措置の全ての過程において大学関係者は、申立人、被申立人、その関係者の意思・主体性が尊重されるよう努める義務があります。

**このガイドラインは、学生便覧に掲載するものとする。**

#### 附則

- 1 このガイドラインは、2007年4月1日から施行します。
- 2 「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」(2005年4月1日)は、廃止します。

# 相談・申立てから問題解決までの流れ（概略図）



解決例) ◎良好な就学・就労環境の回復 ◎加害者反省謝罪  
◎不利益回復・被害救済措置 ◎懲戒処分など